

## ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム要領

(名称)

第1条 本会は、「ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、カーボンニュートラル推進のための地域基盤組織として、市民、事業者、関係機関及び団体等の多種多様な主体の参画により、会員相互の情報共有や連携・協働・支援を通じ、本市の地域特性を踏まえた地域脱炭素に向けた取組等を促進し、もって「ゼロカーボンシティさの」の実現を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) カーボンニュートラルの推進に向けた意見交換及び情報共有に関すること。
- (2) カーボンニュートラルに関するセミナー等の開催及び情報発信に関すること。
- (3) カーボンニュートラルに関するサービスや技術等の会員間のマッチングに関すること。
- (4) 各主体間の連携によるプロジェクトの創出及び横展開に関すること。
- (5) その他、カーボンニュートラルを推進するために必要な取組に関すること。

(構成)

第4条 本会は、前2条に掲げる目的及び取組内容に賛同する事業者、団体、教育機関、研究機関、金融機関、行政機関、個人等（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 前項の規定による会員のほか、本会の目的達成に向けた助言等を求めるため、必要に応じオブザーバー会員を置くことができる。

(運営委員会)

第5条 本会におけるカーボンニュートラル推進に関する各種事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、事業の推進に必要な事務、調査等に協力を行う 10 名以内の会員により構成する。

4 運営委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置き、運営委員の互選によりこれらを選出する。

(代表)

第 6 条 本会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長は、運営委員会の委員長を、副会長は、運営委員会の副会長をもって充てる。

3 会長は、本会を代表する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 本会の会議は、会長が招集し開催する。

(プロジェクトチーム)

第 8 条 本会は、各分野における連携促進、専門的な事業等の検討、その他カーボンニュートラルの実現に関し必要な事業の推進を図るため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームは、その目的に賛同する会員で構成する。

3 会員は、運営委員会にプロジェクトチームの設置を提案できる。

(アドバイザー)

第 9 条 本会は、専門分野における技術的助言等を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第 10 条 本会の事務局は、佐野市市民生活部気候変動対策課に置く。

2 プロジェクトチームの事務は、プロジェクトチーム内の会員と事務局が連携して行う。

(入会及び退会)

第 11 条 本会に入会しようとする者は、入会申請書（別記様式第 1 号）を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員が本会を退会しようとするときは、退会届出書（別記様式第 2 号）を事務局に届け出るものとする。

3 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本会に入会することができない。

(1) 法人にあつては暴力団（佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）である場合、個人事業者にあつては暴力団員等（佐野市暴力団排除条例第2条第5項に規定する暴力団員等をいう。）である場合。

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員に該当する者又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合

(3) 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人である場合

(4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、会員となることが適当でないと認められる場合

4 会長は、会員が入会後に前項各号のいずれかに該当することとなった場合に、当該会員を退会させることができる。

（秘密情報の保持及び管理）

第12条 本会の活動において知り得た他の会員の情報、開示者が秘密情報として指定した情報等については、本会への在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合、又は既に公知となっている情報については、この限りではない。

（活動報告）

第13条 会員が外部に本会の活動を報告する場合は、事前に報告内容に関するすべての当事者の承諾を受けなければならない。ただし、本会が活動のPR及び広く活動を公表する場合は、この限りではない。

（要領の変更）

第14条 この要領の変更は会長が行い、速やかに会員に周知する。

（活動年度）

第15条 本会の活動を計画、実施する期間として、毎年4月1日から翌年の3月末日までを活動年度とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月24日から施行する。
- 2 本会の設立当初の活動年度は、第15条の規定にかかわらず、設立日から令和9年3月31日までとする。

別記様式第1号（第11条関係）

ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム入会申請書

年 月 日

（宛先）ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム会長

ゼロカーボンシティさの共創プラットフォームの取組の趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

申請者	（フリガナ） 名 称		
	（フリガナ） 代 表 者 役 職 ・ 氏 名		
	所 在 地	〒	
	連 絡 先	部 署 名 :	
		担 当 者 氏 名 :	
		電 話 番 号 :	
F A X 番 号 :			
事 業 内 容	メー ル ア ド レ ス :		
		(例) 食料品製造業 (めん類)	

申請者 様

年 月 日

ゼロカーボンシティさの共創プラットフォームの入会について承認します。

ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム会長

別記様式第2号（第11条関係）

ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム退会届出書

年 月 日

(宛先) ゼロカーボンシティさの共創プラットフォーム会長

ゼロカーボンシティさの共創プラットフォームの退会を届け出ます。

申請者	(フリガナ) 名 称		
	(フリガナ) 代 表 者 役 職 ・ 氏 名		
	所 在 地	〒	
	連 絡 先	部 署 名 :	
		担 当 者 氏 名 :	
電 話 番 号 :			
F A X 番 号 :			
メー ル ア ド レ ス :			